

石川県公報

平成 25 年 2 月 26 日 (火曜日)

号 外

(第 9 号)

目 次

人事委員会		平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則	4
一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1		
公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	3		

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第二号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第九条に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「（条例第九条に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第五十七条の四の二及び第五十七条の四の三を次のように改める。

第五十七条の四の二及び第五十七条の四の三 削除

第五十七条の四の四中「第十条の五第一項第三号」を「第十条の五第一項第二号」に改める。

第五十七条の四の四の二中「第十条の五第一項第三号の」を「第十条の五第一項第二号の」に改め、同条第一号中「当該適用」の下に「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は」を加え、同条第二号中「第十条の五第一項第三号に」を「第十条の五第一項第二号に」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第二号」に改める。

第五十七条の四の五中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改める。

第五十七条の四の十三第三項第一号中「公益的法人等派遣条例」を「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例」に改める。

第七十条第二項第六号中「第五十二条第四項第二号」を「第五十二条第五項第二号」に改める。

第七十六条の二及び第七十六条の三を次のように改める。

第七十六条の二及び第七十六条の三 削除

第七十六条の四第三号「第五十二条第三項第三号」を「第五十二条第五項第三号」に改める。

第七十六条の九中「第五十二条第三項第二号から第五号」を「第五十二条第五項第一号から第五号まで」に改める。

第七十六条の二十一の九第一号中「公益的法人等派遣条例」を「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例」に改める。

別表第四大字卒の項第六号中②を削り、③を②とし、④を③とし、⑤を④とする。

石川県庁事務官の職に就くもの
別記第 5 号様式 (第 57 条の 4 の 5 関係)

住 居 届
(年 月 日 提出)

任命権者 殿	勤務公署名			
	職		氏名	印

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則第 57 条の 4 の 5 の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。
(契約書等証明書類 通添付)

届出の理由 (該当する にレ印を付する。)

- 新規 (第 1 項第 1 号 第 1 項第 2 号)
- 支給要件の喪失 (第 1 項第 1 号 第 1 項第 2 号)
- 転居 (1 又は 2 に該当する場合を除く。)
- 契約関係の変更
- 家賃額の改定 (届出の理由が生じた日)
- その他 () 年 月 日

条例第十條の五第一項第一号	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅所有者	続柄 ()	住所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住所	
	住宅の借主	本人 扶養親族 続柄()	共同義人が	いない いる 続柄()()
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	

条例第十條の五第一項第二号	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅所有者	続柄 ()	住所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住所	
	住宅の借主	本人 扶養親族 続柄()	共同義人が	いない いる 続柄()()
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	

条例第十條の五第一項第一号
条例第十條の五第一項第二号

上記のとおり { 確認する。
 確認し、規則第 57 条の 4 の 7 に規定する家賃の額に相当する額は 円であると算定する。(条例第十條の五第一項第一号)
 確認し、規則第 57 条の 4 の 7 に規定する家賃の額に相当する額は 円であると算定する。(条例第十條の五第一項第二号)

年 月 日

職 氏名 印

取扱者 認 印				

備考

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

[裏 面]

記入上の注意

- 1 「氏名」欄については、本人が署名する場合は、押印を省略することができる。
- 2 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれに該当する箇所にレ印を付するものとする。
- 3 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。

記 録 簿 類 等 関 連 事 項 記 入 上 の 注 意

別記第6号様式(第57条の4の6関係)

住 居 手 当 認 定 簿

所 属		異動後の所属				氏 名		住 居 手 当 の 月 額	条 例 第 10 条 の 5 及 び 同 条 に 基 づ く 規 則 の 規 定 に 従 い 左 記 の と お り 決 定 (改 定) す る。	備 考
届 出 の 事 由	内 容	提 出 年 月 日	受 理 年 月 日	該 当 条 文	決 定 家 賃 等	支 給 の 始 期 等				
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }		年 月 日	年 月 日	条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 1 号 条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 2 号	円 円	年 月 分	円	年 月 日 職 氏 名 印		
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }		年 月 日	年 月 日	条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 1 号 条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 2 号	円 円	年 月 分	円	年 月 日 職 氏 名 印		
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }		年 月 日	年 月 日	条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 1 号 条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 2 号	円 円	年 月 分	円	年 月 日 職 氏 名 印		
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }		年 月 日	年 月 日	条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 1 号 条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 2 号	円 円	年 月 分	円	年 月 日 職 氏 名 印		
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }		年 月 日	年 月 日	条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 1 号 条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 2 号	円 円	年 月 分	円	年 月 日 職 氏 名 印		
年 月 日 { から } 年 月 日 { まで }		年 月 日	年 月 日	条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 1 号 条 例 第 10 条 の 5 第 1 項 第 2 号	円 円	年 月 分	円	年 月 日 職 氏 名 印		
備考										
(決定家賃等欄の上段は条例第10条の5第1項第1号に係る額、下段は条例第10条の5第1項第2号に係る額を記入すること。)										

記 録 簿 類 等 の 様 式 等 紙 質 面 記 入 上 の 注 意 8 中 「又 は」 の 下 に 「外 国 機 関 等 派 遣 条 例 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 派 遣 若 し く は」 を 加 え る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第七十条第二項第六号、第七十六條の二、第七十六條の三、第七十六條の四第三号及び第七十六條の九の改正規則は、公布の日から施行する。

公 的 の 法 人 等 の 石 川 県 職 員 等 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

平 成 二 十 五 年 二 月 十 六 日

石 川 県 人 事 委 員 会

石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 二 号

公 的 の 法 人 等 の 石 川 県 職 員 等 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

公 的 の 法 人 等 の 石 川 県 職 員 等 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 (平 成 十 四 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 三 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

「社会福祉法人恩賜財団済生会
別表第一中「社会福祉法人恩賜財団済生会」を 社会福祉法人徳充会 に改める。
社会福祉法人松原養育会 」

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 三 号

平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成二十四年石川県条例第三十七号。次条において「改正条例」という。)附則第二項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十二年一月一日(以下「調整対象昇給日」という。)における一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。)第四条第六項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成二十五年四月一日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十三年石川県人事委員会規則第三号。以下「給与規則」という。)別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員を除く。)

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が給与規則第三十六条第六項の規定による昇給の号給数(以下この号において「期間割昇給号給数」という。)である職員であつて、当該期間割昇給号給数と、一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成二十年石川県人事委員会規則第三号)附則第四項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの(次号及び次条第三号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に給料表異動等をした職員を除く。)

三 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第三号イ及びロにおいて同じ。)があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

四 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第二条 改正条例附則第二項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第四条第六項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第五号。以下「平成十八年改正規則」という。)附則第五項の規定により号給を決定された職員のうち、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年十一月一日(同項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの(新たに職員となつた日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)

二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き給与規則第十七条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる者になつた職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続き職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続き職員となつた日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。)

三 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となつた者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、か

ク、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
ロ、調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であつて、平成十八年改正規則附則第五項の規定により昇給を決定された職員のうち、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年十一月一日（同項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となる職員

四、調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年石川県条例第四号）第二条第一項若しくは公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例（平成十四年石川県条例第七号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成十七年石川県条例第七号）第四条第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であつて、平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち、人事委員会の定める職員

五、前各号に定めるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（平成十八年改正規則の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十八年人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「さかのぼつた」を「遡つた」に改め、「平成二十二年一月一日まで」の下に「（平成二十五年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十五歳に満たない職員にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで）」を加える。

